

様式第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）
第1表

ガスの販売量

1 供給地点あたり月平均販売量(a1)×供給地点数(a2)×12=ガスの販売量 (A)

(a 1)	(a 2)	(A)
m ³ /月		m ³ /年

第2表

有形固定資産投資額

項目	特定製造所別		計	備考
	1	2		
取得年月日	年 月 日	年 月 日		
取得面積 (b1)	m ²	m ²	m ²	
取得価額 (b2)	円	円	円	
1 m ² あたり取得価額 (b2/b1) (b3)	円/m ²	円/m ²	円/m ²	
所要面積 (b4)	m ²	m ²	m ²	
土地投資額 (b3/b4)	円	円	(B①) 円	

項目	投資額内訳		1 供給地点あたり 投資額 (円)	供給 地点数	投資額① (円)	投資額② (円)
建物						—
構築物						—
集合装置					—	
容器						—
導管	共同 住宅	導管取替 (B④)			—	
		上記以外			—	
	単独 住宅	導管取替 (B⑤)			—	
		上記以外			—	
メーター						—
備品						—
車両 (B⑥)						—
投資額①計 (B②)						—
投資額②計 (B③)					—	
小計 B⑦ (= B②+B③)						
合計 B (= B①+B⑦)						

- (注) 1. 当該供給地点群に係る特定製造所が3以上の場合は、2の右に欄を追加して記載すること。
2. 取得時期の異なる建物及び償却資産を有する場合は、取得時期ごとに欄を設けて記載すること。
3. 「導管取替」欄は、原価算定期間中の導管の取替えに係る投資額を記載すること。
4. 消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定により納税義務を免除された事業者（以下「免税事業者」という。）にあつては、建物及び償却資産について、1供給地点当たりの投資額に消費税等相当額を加算し、投資額を算定すること。

第3表

営業費項目別算定明細表

(1) 原料費

ガスの販売量 (A) ÷ 産気率 (c 1) = 原料の数量 (c 2)

(A)	(c 1)	(c 2)
m ³ /年	m ³ /kg	kg/年

原料購入単価 (c 3) × 原料の数量 (c 2) = 原料費 (C)
(免税事業者)

原料購入単価 (c 3) × 原料の数量 (c 2) × (1 + 消費税等税率) = 原料費 (C)

(注) 消費税等税率 = 消費税法に規定する消費税率 × $\left[1 + \frac{\text{地方税法に規定する地方消費税率}}{\text{消費税率}} \right]$

(c 3)	(c 2)	(C)
円/kg	kg/年	円

(注) 原料購入先及び購入単価を説明する資料を添付のこと。

(2) 労務費

1 供給地点当たり所要人数 (d 1) × 供給地点数 (d 2) = 所要人員数 (d 3)

(d 1)	(d 2)	(d 3)
人		人

1 人当たり年間平均労務費 (d 4) × 所要人員数 (d 3) = 労務費 (D)

(d 4)	(d 3)	(D)
円	人	円

(3) 修繕費

建物及び償却資産投資額 (B ⑦ - B ④ - B ⑤) × 修繕费率 (e 1) = 修繕費 (E ①)
(免税事業者)

建物及び償却資産投資額 (B ⑦ - B ④ - B ⑤) × 修繕费率 (e 1) × (1 + 消費税等税率) = 修繕費 (E ①)

(B ⑦ - B ④ - B ⑤)	(e 1)	(E ①)
円		円

導管取替に係る投資額 (B ④ + B ⑤) × 修繕费率 (e 2) = 修繕費 (E ②) □
(免税事業者)

導管取替に係る投資額 (B ④ + B ⑤) × 修繕费率 (e 2) × (1 + 消費税等税率) = 修繕費 (E ②)

(B ④ + B ⑤)	(e 2)	(E ②)
円		円

修繕費 (E) (E ① + E ②)	円
---------------------	---

(4) 租税課金

(固定資産税)

[土地]

標準所要面積の範囲内の面積に係る固定資産税評価額 (f 1) × 地方税法に定める標準税率 (f 2) = 土地に係る固定資産税 (F ①)

(f 1)	(f 2)	(F ①)
円		円

(注) f 1 は、土地投資額 B ① を基に算定した額とする。

[建物及び償却資産]

建物及び償却資産投資額 $(B ② \times \frac{1}{2}) + (B ③ \times \text{軽減係数 (f 3)} \times \frac{1}{2}) =$ 建物及び償却資産に係る課税標準額 (f 4)

(B ②)	(B ③)	(f 3)	(f 4)
円	円		円

建物及び償却資産に係る課税標準額 (f 4) × 地方税法に定める標準税率 (f 2) = 建物及び償却資産に係る固定資産税 (F ②)

(f 4)	(f 2)	(F ②)
円		円

(注) 軽減係数 f 3 は、経済産業大臣が別に告示する値を用いるものとする。

固定資産税 (F) (F ① + F ②)	円
-----------------------	---

(事業税)

$$\text{事業報酬額 (L)} \times \frac{\text{事業報酬額中の自己資本相当分比率 (g 1)}}{\text{事業税率 (g 2)}} \times \frac{\text{事業税率 (g 2)}}{1 - \text{事業税率}} = \text{事業税 (G)}$$

(L)	(g 1)	(g 2)	(G)
円			円

(道路占用料)

$$1 \text{ 供給地点当たりの占用料 (h 1)} \times \text{供給地点数 (h 2)} = \text{道路占用料 (H)}$$

(h 1)	(h 2)	(H)
円		円

(5) 減価償却費

$$\text{建物及び償却資産(車両を除く。)投資額 (B ⑦ - B ⑥)} \times \text{償却率 (i 1)} = \text{減価償却費 (I ①)}$$

(B ⑦ - B ⑥)	(i 1)	(I ①)
円		円

$$\text{車両投資額 (B ⑥)} \times \text{償却率 (i 2)} = \text{減価償却費 (I ②)}$$

(B ⑥)	(i 2)	(I ②)
円		円

減価償却費 (I) (I ① + I ②)	円
-----------------------	---

(6) その他経費

$$\text{原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占用料及び減価償却費の合計額 (j 1)} \times \text{諸経費率 (j 2)} = \text{その他経費 (J)}$$

(免税事業者)

$$\text{原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占用料及び減価償却費の合計額 (j 1)} \times \text{諸経費率 (j 2)} \times (1 + \text{消費税等税率}) = \text{その他経費 (J)}$$

(j 1)	(j 2)	(J)
円		円

第4表

営業費以外の項目算定明細表

(法人税)

$$\text{事業報酬額 (L)} \times \frac{\text{事業報酬額中の自己資本相当分比率 (k 1)}}{\text{法人税係数 (k 2)}} = \text{法人税 (K ①)}$$

(L)	(k 1)	(k 2)	(K ①)
円			円

(地方法人税)

$$\text{法人税 (K ①)} \times \text{地方法人税法に定める税率 (k 3)} = \text{地方法人税 (K ②)}$$

(K ①)	(k 3)	(K ②)
円		円

(住民税 (法人税割に限る。))

$$\text{法人税 (K ①)} \times \text{地方税法に定める標準税率 (k 4)} = \text{住民税 (K ③)}$$

(K ①)	(k 4)	(K ③)
円		円

法人税及び地方法人税並びに住民税 (K) (K ① + K ② + K ③)	円
--	---

第5表

事業報酬算定明細表

$$\text{有形固定資産投資額 (B)} \times \text{標準報酬率 (l 1)} = \text{事業報酬額 (L)}$$

(B)	(l 1)	(L)
円		円

(注) 第14条第2項において準用する第7条の規定により財務体質強化原資を設けるときは、該当する欄を事業報酬額の欄の下に設け、財務体質強化原資の額を加えた額を記載し、これを除いた額を括弧内に記載すること。